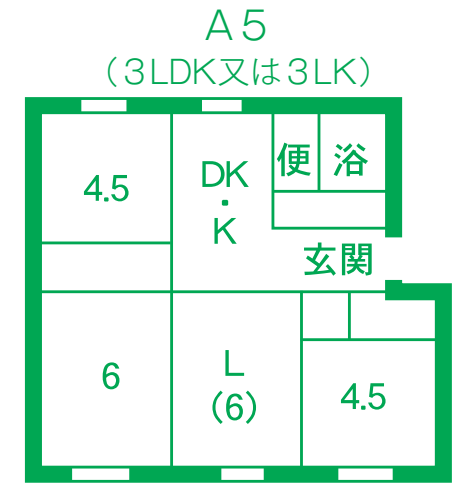
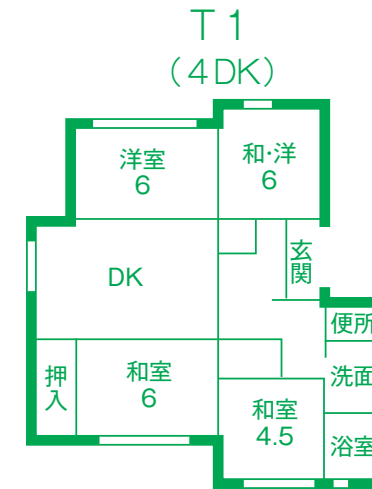
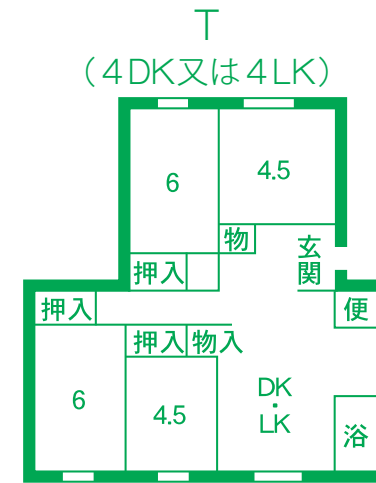
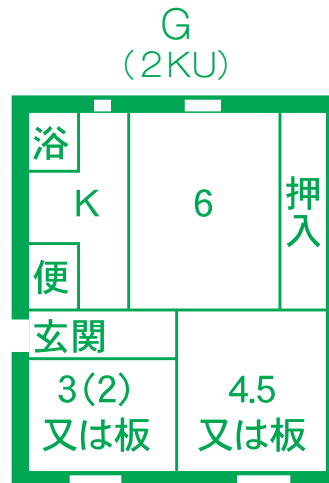
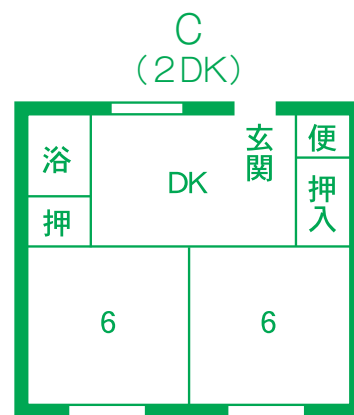
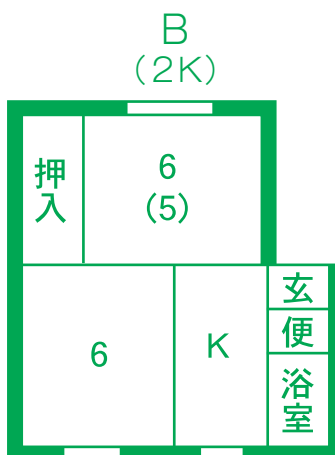
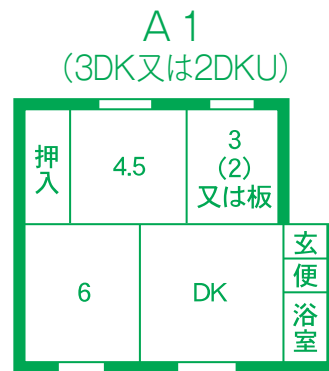
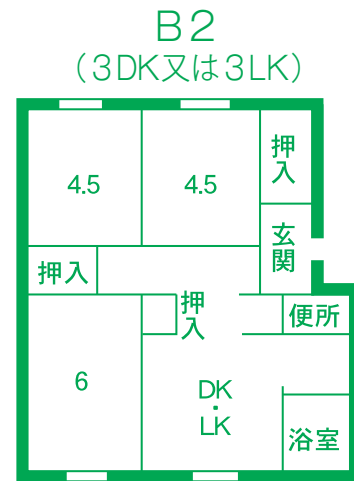
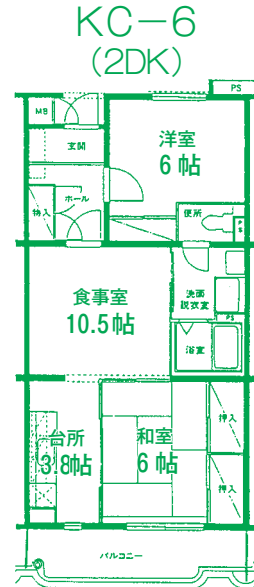
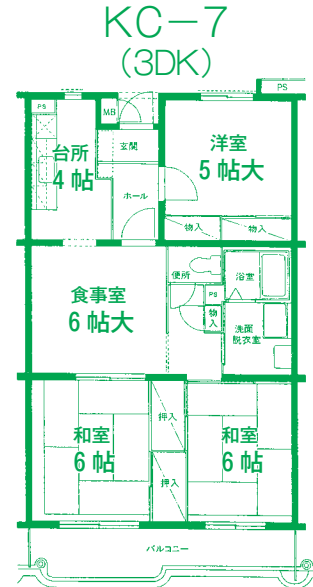




住宅簡易間取り図

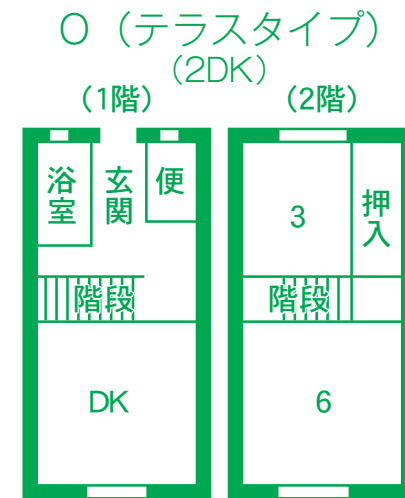
あき家アパートタイプ

- (注1) 各間取り図は代表的な間取りを表示してありますので団地により多少異なることもあります。
- (注2) 募集住宅一覧の間取り記号とよく照合してください。
- (注3) 住宅により区分が違うため、K・DK・LKを併記している間取り図があります。
- (注4) すべてのタイプにバルコニー等の設置があります。



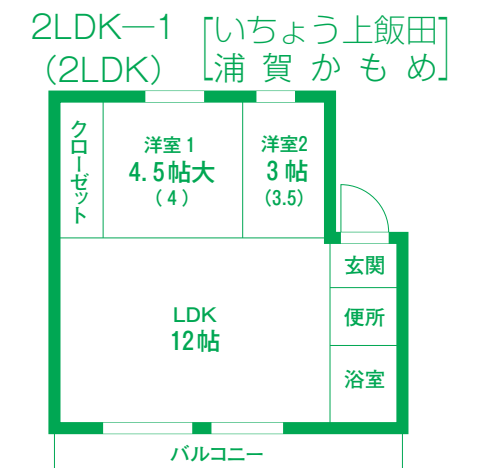
あき家テラスタイプ(1・2階で1戸)

- (注1) テラスタイプは連戸(長屋)でDKに畳が一部敷いてあることもあります。
- (注2) テラスタイプには小さい庭があります。



洋室改修タイプ(子育て世帯向住宅(和室を一部洋室に改修しています。))

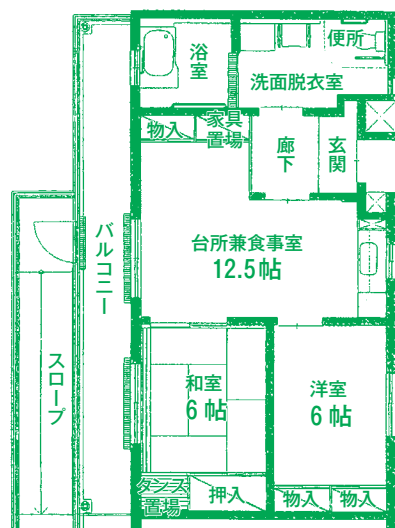
- (注1) 間取り図は代表的な間取りを表示してありますので、住宅により多少異なることもあります。



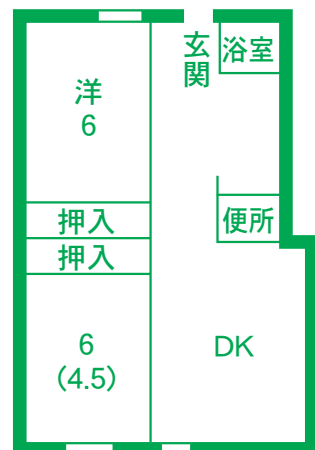
あき家アパートタイプ

(注1) 各間取り図は代表的な間取りを表示してありますので団地により多少異なることもあります。
 (注2) 募集住宅一覧の間取り記号とよく照合してください。
 (注3) 住宅により区分が異なるため、K・DK・LKを併記している間取り図があります。
 (注4) すべてのタイプにバルコニー等の設置があります。

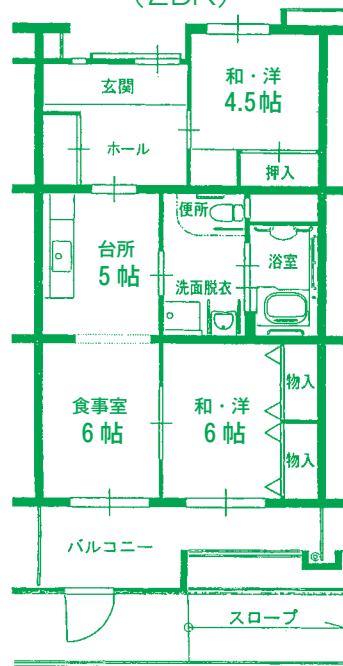
身体障害者向住宅
2DK-身(車いす)
(2DK)



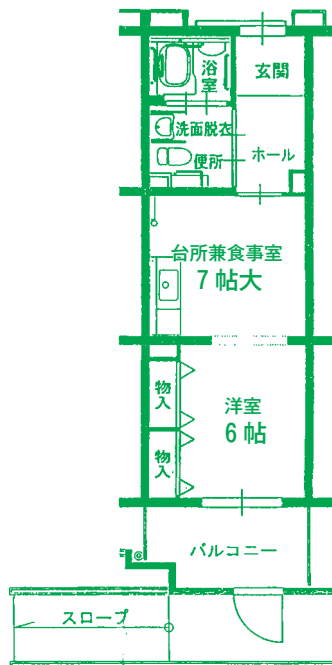
身体障害者向住宅
I(車いす)
Y1(車いす以外)
(2DK)



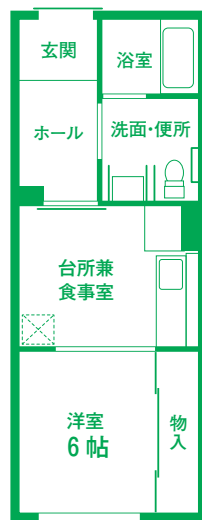
身体障害者向住宅
KC-7身(車いす)
(2DK)



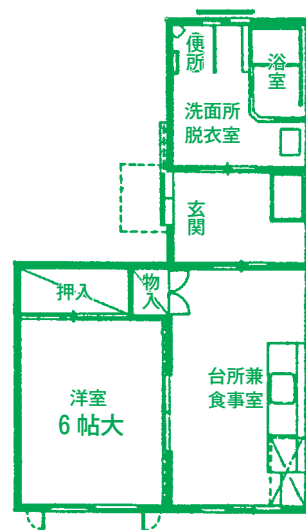
身体障害者向住宅
KC-4身(車いす単身)
(1DK)



身体障害者向住宅
1DK-身(車いす単身)
(1DK)



身体障害者向住宅
KN-6単(車いす単身)
(1DK)



県営住宅では、年2回(5月・11月)新築住宅と空家住宅について入居者の募集を行っています。

1 募集のしおり・申込書の配布

配布期間等は、令和6年11月・令和7年5月号の「県のたより」でお知らせする予定です。
 問い合わせ先 (一社)かながわ土地建物保全協会 公営住宅課 入居者募集担当
 ☎045-201-3673 受付時間：平日8時30分～17時30分
 テレホンサービス ☎045-201-8300

2 応募方法

申込みは郵送でのみ受け付けます。持参による申込みは、一切受け付けておりません。
 ※メール便など郵便の消印のないものは受け付けできません。

3 申込資格

常時募集の申込資格と同じです。(14～15・28ページをご参照ください)

4 選考方法

一部の住宅を除き抽選により入居者を決定します。

個人情報の取扱いについて

神奈川県では、個人情報の収集、利用及び提供、管理について、個人情報の保護に関する法律に基づき、次のように適切に取り扱います。

個人情報とは

「個人情報」とは、住所、氏名、電話番号等、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものをいい、他の情報と照合することで識別することができる情報を含みます。

個人情報の収集

- 取扱目的を明確にし、必要な限度内で収集します。
- 適法かつ公正な手段で収集します。
- 原則として本人から収集します。
- 本人から直接書面で収集する場合は、取扱目的を明示します。

個人情報の利用・提供

- 原則として取扱目的以外の目的で、利用及び提供はしません。

- 個人情報を提供する場合に、必要があるときは相手方に対して個人情報を保護するための措置を求めます。

個人情報の管理

- 漏えい、き損、滅失の防止に必要な措置を講じます。
- 指定管理者の個人情報の管理について、漏えい等を防止するために必要な措置を講じます。
- 必要のない個人情報は確実、速やかに廃棄します。
- 特別職を含む職員(議会の議員を除く。)、受託業務の従事者による漏えい等を禁止し、違反した場合は罰則の適用を受けれます。

なお、神奈川県では、県営住宅の入居業務を(一社)かながわ土地建物保全協会に委託しておりますが、個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報を適切に取り扱わせるための必要な措置を講じさせます。

神奈川県住宅営繕事務所

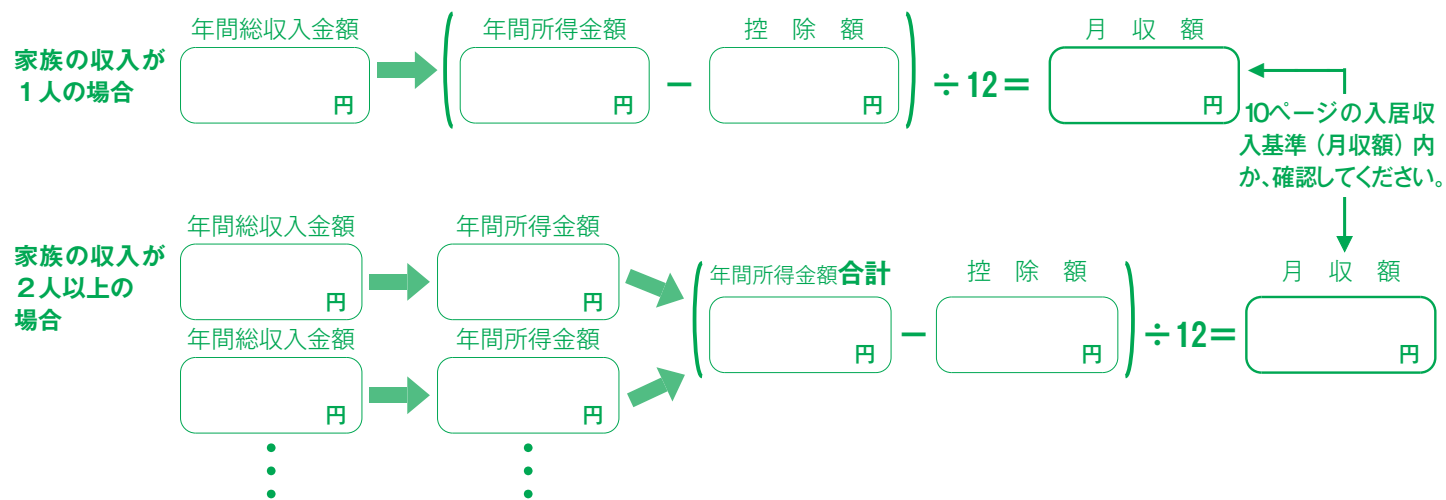


月収額の計算のしかた

はじめに、入居しようとする家族に収入のある方が2人以上いる場合は、それぞれの年間所得金額を合算する必要があります。

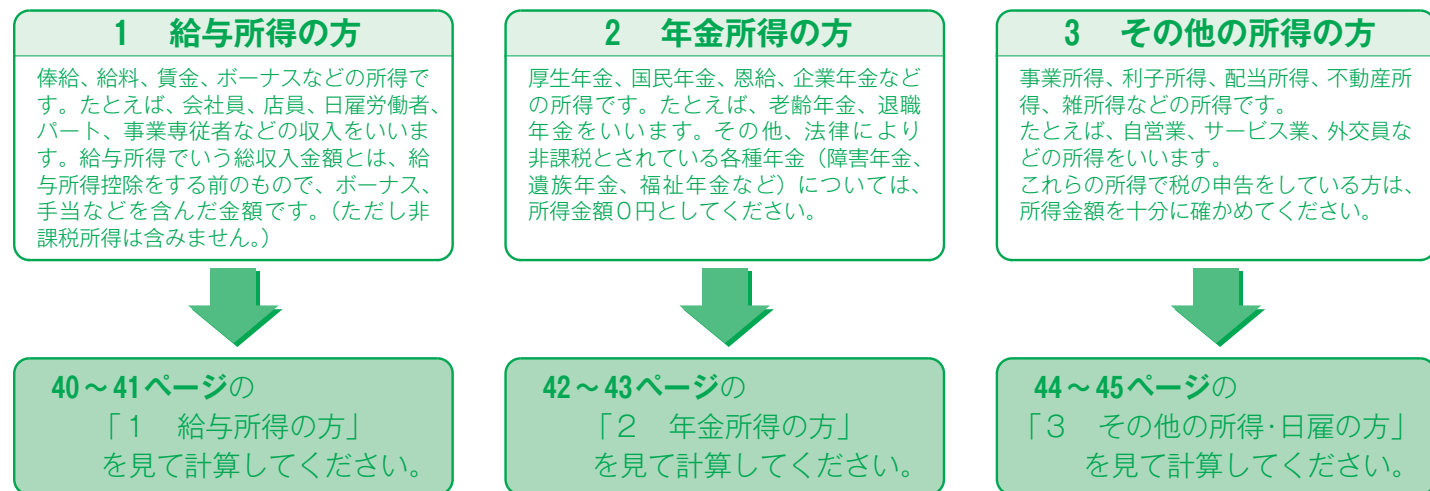
まずは、年間総収入金額から年間所得金額を算出してください。

計算の流れ



計算の手順

- 39ページの所得控除額を算出してください。
- それぞれの収入が下記のどれにあてはまるか確認のうえ、各ページにて月収額を算出してください。



(注意1) 月収額の計算は、基準日である**申込月の1日現在**の状況について行います。

(注意2) 次の収入は所得金額0円となります。

生活保護の各種扶助料・失業給付金・遺族年金・障害年金・福祉給付金

(注意3) 日雇労働者の方で確定申告をしている方は、**44~45ページ**を見て計算してください。

(注意4) 1人で給与収入、年金収入、その他の収入など複数ある方は、それぞれのページで所得金額を算出してから合計してください。

(注意5) 1人で2ヶ所以上からの給与収入、または2ヶ所以上からの年金収入などがある方は、それぞれの年間収入を合計してから所得金額を算出してください。

所得金額の控除について

(この表は40~45ページで月収額を計算する時必要です。)

世帯の所得金額の合計から次の控除額を差し引いてください。

1の親族控除は、すべての世帯に該当します。

2~7の控除については、それぞれの内容に該当していれば、1の親族控除とあわせてさらに控除をしてください。

3~7の控除対象者は所得税法上認定された方であることが必要です。

区分	控除を受けられる方	控除できる額	計算	
1 親族	同居親族	・ 県営住宅へ入居しようとする家族(婚約者及び内縁関係にある者を含む。)のうち申込み本人以外の人数です。収入のある方も含みます。	1人につき 年380,000円	38万円×人数=
	同居しない扶養親族	・ 県営住宅へ入居はしないが、所得税法上の扶養親族(遠隔地扶養)である方。 ※単に仕送りをしているだけでは扶養親族とはなりません。		円
2 基礎控除振替	申込者本人、又は入居しようとする家族で給与所得又は公的年金などに係る雑所得を有する方。	1人につき 年100,000円 ただし、所得が100,000円未満の場合はその額	10万円×人数=	円
3 老人扶養親族 老人控除対象配偶者	年齢 70歳以上 の扶養親族の方。 または 年齢 70歳以上 の老人扶養配偶者の方。	1人につき 年100,000円	10万円×人数=	円
	年齢 16歳以上23歳未満 の扶養親族の方。 (妻・婚約者は該当しません。)	1人につき 年250,000円	25万円×人数=	円
	5 障害者	(1)障害者 ア 申込み本人が障害者である場合。 イ 1の親族の中に障害者がいる場合。 (2)特別障害者 (1~2級の身体障害者) (重度の精神障害者)	障害者控除 1人につき 年270,000円 特別障害者控除 1人につき 年400,000円	27万円×人数=
6 寡婦	申込み本人又は同居親族で次のすべてに該当する方。 ア 夫と死別又は離婚してから婚姻(事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる場合を含む)をしていない、夫の生死が不明であること。 イ 扶養親族(子を除く)があること。 ウ 所得の見積額が500万円以下であること。 ※夫と死別してから婚姻をしていない方又は夫の生死が不明である方は、扶養親族などがなくても「寡婦」とされます。	1人につき 年270,000円 ただし、所得が270,000円未満の場合はその額	27万円×人数=	円
7 ひとり親	申込み本人又は同居親族で次のすべてに該当する方。 ア 婚姻をしていない又は配偶者の生死の明らかでないこと。 イ 生計を一にする子(他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされていたり、所得の見積額が48万円を超える子は除かれます)がいること。 ウ 所得の見積額が500万円以下であること。 エ その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。	1人につき 年350,000円 ただし、所得が350,000円未満の場合はその額	35万円×人数=	円

※6の寡婦控除と7のひとり親控除は、同一人物に対して重複しての適用はありません。

所得控除額合計

円



月収額の計算のしかた

1 給与所得の方

年間収入の求め方

申込基準日（申込月の1日）で給与収入のある方。

現在の勤務先について

1 入社が 令和5年1月1日以前 の方 ①の表	2 入社が 令和5年1月2日以後で 1年以上経過している方 ②の表	3 入社して、 1年にならない方 ②の表	4 入社して 1ヶ月分の給料を受けて いない方 ③の表
--	--	--------------------------------------	--

① 令和5年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	氏名	氏名(フリガナ)	氏名(役職名)
職別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の合計額
給与・賞与	3,843,418	2,632,000	1,108,926
控除対象配偶者の有無	控除対象扶養親族の有無	控除対象老人の有無	その他特別控除の有無
控除額	358,926	50,000	

1に該当した方

給与の年間総収入金額 **3,843,418** 円

給与の年間所得金額 **2,632,000** 円

2に該当した方

就職・転職の翌月から1ヶ月の各月の給与・賞与・その他手当（税込み）について確認してください。通勤手当（非課税分）は含みません。

算出方法
入社した翌月から12ヶ月間の総収入金額 **2,994,000** 円

3に該当した方

勤務した翌月から申込月の前月までの証明を確認してください。通勤手当（非課税分）は含みません。

算出方法
総収入金額（賞与分は除く） $\times 12 +$ 賞与分
勤務した翌月から申込月の前月までの月数
算出例) 採用年月日が令和6年3月1日の場合（左記の表より）
 $1,332,600 \times 12 + 328,800 = 2,994,000$
給与の年間総収入金額 **2,994,000** 円

4に該当した方

雇用条件にもとづき支給が予定されている1ヶ月分の給与を12倍した年間の推定総収入金額。通勤手当（非課税分）は含みません。

算出方法
(基本給+諸手当) $\times 12$
=年間推定総収入金額
算出例) $249,500 \times 12 = 2,994,000$
給与の年間総収入金額 **2,994,000** 円

② 給与支払証明（収入証明）

氏名	神奈川花子	採用年月日	5年9月1日
職種	事務	申込月の1日現在扶養	3人
給与	5年10月 230,500円 5年11月 225,300円 5年12月 189,800円 6年1月 200,300円 6年2月 198,000円 6年3月 213,500円 6年4月 223,000円 6年5月 230,500円	賞与	6年6月 223,000円 6年7月 200,300円 6年8月 225,300円 6年9月 230,500円 5年12月 75,200円 6年7月 328,800円 賞与計 404,000円
給与・賞与計	2,994,000 円		

③ 採用証明（雇用証明）

給与額、採用年月日、扶養人数などを確認してください。

氏名	神奈川一夫	採用年月日	6年9月10日
職種	販売	申込月の1日現在扶養	3人
給与	249,500円	内訳	

所得金額の求め方

算出した年間総収入金額を次の表にあてはめてください。

給与の年間総収入金額	給与所得金額
550,999円まで	給与所得金額=0
551,000円から1,618,999円まで	年間総収入金額 - 550,000円 = 給与所得金額
1,619,000円から1,619,999円まで	給与所得金額 = 1,069,000円
1,620,000円から1,621,999円まで	給与所得金額 = 1,070,000円
1,622,000円から1,623,999円まで	給与所得金額 = 1,072,000円
1,624,000円から1,627,999円まで	給与所得金額 = 1,074,000円
1,628,000円から1,803,999円まで	年間総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切り捨てた後4000を掛け戻し、出た額を右のAにあてはめてください。 $A \times 0.6 + 100,000$ 円 = 給与所得金額
1,804,000円から3,603,999円まで	$A \times 0.7 - 80,000$ 円 = 給与所得金額
3,604,000円から6,599,999円まで	$A \times 0.8 - 440,000$ 円 = 給与所得金額
6,600,000円から8,499,999円まで	年間総収入金額 $\times 0.9 - 1,100,000$ 円 = 給与所得金額

※給与所得と年金所得の双方のある方で、合計金額が、10万円を超える場合は、給与所得から、所得金額調整控除額を控除（追加で減算）してください。

$$\text{給与所得} - \text{所得金額調整控除} = \text{給与所得金額}$$

$$\text{所得金額調整控除} = \text{給与所得} + \text{年金所得} - 100,000$$

(10万円まで) (10万円まで)

※マイナスの場合は0円となります。

算出例)

年間総収入金額が2,994,000円の場合
上記の1,804,000円から3,603,999円までに該当

$2,994,000 \div 4,000 = 748.5$
(小数点以下、切り捨て)
 $748 \times 4,000 = 2,992,000$
 $2,992,000 \times 0.7 = 2,094,400$
 $2,094,400 - 80,000 = 2,014,400$

給与の年間所得金額 **2,014,400** 円

算出例) ※給与所得と年金所得の双方のある方

給与所得金額が2,014,400円、
年金所得金額が1,400,000円（算出例43ページ）
の場合

①所得金額調整控除額の算出
 $100,000 + 100,000 - 100,000 = 100,000$
(給与所得) (年金所得) (所得金額調整控除額)

②所得金額調整控除額を給与所得金額から減算
 $2,014,400 - 100,000 = 1,914,400$
(給与所得) (所得金額調整控除) (給与所得金額)

給与の年間所得金額 **1,914,400** 円

$$\left(\text{年間所得金額} - \text{控除額合計} \right) \div 12 = \text{月収額}$$

- ※1 1人で給与収入、年金収入、その他の収入など複数ある方は、それぞれのページで所得金額を算出し、合算したものを年間所得金額として、上記の式で月収額を算出してください。
- ※2 入居しようとする家族に収入のある方が2人以上いる場合は、それぞれの年間所得金額を合算する必要があります。

入居収入基準
10ページ参照

控除額の計算

用語の意味は39ページ参照

控除の対象	控除額の計算方法
同居親族及び同居しない扶養親族	38万円 \times 人数 = ① 円 (※同居親族数は、県営住宅へ入居しようとする家族（婚約者及び内縁関係にある者を含む。）のうち申込み本人以外の人数です。収入のある方も含みます。)
基礎控除振替	10万円 \times 人数 = ② 円 ただし、その所得が10万円未満のときは、その所得額のみ控除
老人扶養親族 老人控除対象配偶者	10万円 \times 人数 = ③ 円
特定扶養親族	25万円 \times 人数 = ④ 円
障害者	27万円 \times 人数 = ⑤ 円
特別障害者	40万円 \times 人数 = ⑥ 円
寡婦	27万円 ただし、その所得が27万円未満のときは、その所得額のみ控除
ひとり親	35万円 ただし、その所得が35万円未満のときは、その所得額のみ控除
控除額合計	①+②+③+④+⑤+⑥+⑦ = ⑧ 円

控除額合計 円



月収額の計算のしかた

2 年金所得の方

年間収入の求め方

申込基準日（申込月の1日）で年金収入のある方。

現在の年金収入について		
1	2	3
1年以上、年金を支給されている方	支給されてから1年にならない方	障害年金、遺族年金、福祉年金などの非課税の方
前年中の支払年金額。 改定があったときは、改定通知書の支払年金額。 2ヶ所以上から年金をもらっている方は（厚生年金と企業年金など）支払年金額の合計となります。	年金証書の支払年金額。 改定があったときは、改定通知書の支払年金額。 2ヶ所以上から年金をもらっている方は（厚生年金と企業年金など）支払年金額の合計となります。	③の表
①の表	②の表	年金の年間所得金額 0円

① 令和5年分公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者 住所 氏名	年金の種類 老齢厚生
所得税法第203条の3第1号適用分 所得税法第203条の3第2号適用分 所得税法第203条の3第3号適用分 所得税法第203条の3第4号適用分	0円 0円 0円 2,500,000円
特別徴収対象者 特別徴収額 特別徴収額	0円 0円 0円
控除対象配偶者 氏名 区分	控除対象配偶者 氏名 区分
控除対象扶養親族 氏名 区分	控除対象扶養親族 氏名 区分

年金の年間総収入金額
2,500,000円

国民年金・厚生年金保険年金証書	
年金の種類 老齢 基礎年金番号	年金コード
受給権者の氏名	
受給権者の生年月日 昭和33年3月26日 受給権を所得した年月 令和6年3月	
上記のとおり、国民年金法による年金給付・厚生年金保険法による保険給付を行うことに決定したことを証します。	
令和6年3月2日	

国民年金裁定通知書	
老齢 基礎年金 該当条文 国民年金法 02 第9条の2	国民年金の保険料納付済期間等計 納付 468月 免除 0月 第1号・第3号の保険料納付済期間等 納付 468月 免除 0月 第2号の保険料納付済期間 厚生年金保険 0月 共済組合 0月
支給開始年 6.3	基本となる年金額 (円) 2,700,000
加算額 (円)	繰上りによる減額額 (円) 200,000
支給停止額 (円)	年金額 (円) 2,500,000
停止事由 加算額対象者 子	停止期間 年 月 日から 年 月 日まで

年金振込通知書	
(振込予定日) 年 月 日	
○年金の別名・種類 厚生年金 遺族厚生 年金	○年金証書の基礎年金番号・年金コード
○受給権者氏名	
○振込先	
○各支払明の支払額、年金から控除される額 および控除後振込額	
年金の年間総収入金額	0円

年金の年間総収入金額
2,500,000円

所得金額の求め方

算出した年間総収入金額を次の表にあてはめてください。

受給者の年齢	公的年金の年間総収入金額	年金所得金額
65歳以上の方	1,100,000円まで	年金所得金額=0
	1,100,001円から 3,299,999円まで	(年金の総収入金額) - 1,100,000円 = 年金所得金額
	3,300,000円から 4,099,999円まで	(年金の総収入金額) × 0.75 - 275,000円 = 年金所得金額
	4,100,000円から 7,699,999円まで	(年金の総収入金額) × 0.85 - 685,000円 = 年金所得金額
65歳未満の方	600,000円まで	年金所得金額=0
	600,001円から 1,299,999円まで	(年金の総収入金額) - 600,000円 = 年金所得金額
	1,300,000円から 4,099,999円まで	(年金の総収入金額) × 0.75 - 275,000円 = 年金所得金額
	4,100,000円から 7,699,999円まで	(年金の総収入金額) × 0.85 - 685,000円 = 年金所得金額

年金の年間所得金額
円

算出例) 年齢65歳
年間総支給額が2,500,000円の場合
上記の65歳以上の方の1,100,001円から
3,299,999円までに該当
2,500,000 - 1,100,000 = 1,400,000
年金の年間所得金額
1,400,000円

年間所得金額
円

控除額合計
円

÷ 12 =

月収額
円

- ※1 1人で給与収入、年金収入、その他の収入など複数ある方は、それぞれのページで所得金額を算出し、合算したものを年間所得金額として、上記の式で月収額を算出してください。
- ※2 入居しようとする家族に収入のある方が2人以上いる場合は、それぞれの年間所得金額を合算する必要があります。

控除額の計算

用語の意味は39ページ参照

控除の対象	控除額の計算方法
同居親族及び同居しない扶養親族	38万円 × 人数 = ① 円 ※同居親族数は、県営住宅へ入居しようとする家族（婚約者及び内縁関係にある者を含む。）のうち申込み本人以外の人数です。収入のある方も含まれます。
基礎控除振替	10万円 × 人数 = ② 円 ただし、その所得が10万円未満のときは、その所得額のみ控除
老人扶養親族 老人控除対象配偶者	10万円 × 人数 = ③ 円
特定扶養親族	25万円 × 人数 = ④ 円
障害者	27万円 × 人数 = ⑤ 円
特別障害者	40万円 × 人数 = ⑥ 円
か寡 婦	27万円 ただし、その所得が27万円未満のときは、その所得額のみ控除
ひとり親	35万円 ただし、その所得が35万円未満のときは、その所得額のみ控除
控除額合計	①+②+③+④+⑤+⑥+⑦ = ⑧ 円

入居収入基準
10ページ参照

控除額合計
円



月収額の計算のしかた

3 その他の所得・日雇の方

所得金額の求め方(自営業・サービス業・外交員など)

申込基準日(申込月の1日)で事業所得等のある方。

開業した時期について

1 令和5年1月1日以前から引き続き現在まで同じ事業をしている方 ①の表	2 令和5年1月2日以後に現在の事業を始め、1年以上経過している方 ②の表	3 令和5年1月2日以後に現在の事業を始め、1年以上経過していない方 ②の表
---	--	---

所得金額の求め方(日雇)

現在の勤務先について

4 令和5年1月1日以前から引き続き現在まで日雇をしている方 ①の表	5 令和5年1月2日以後に現在の日雇を始め、1年以上経過している方 40～41ページの「1 給与所得の方」にあてはめて計算してください。	6 令和5年1月2日以後に現在の日雇を始め、1年以上経過していない方 40～41ページの「1 給与所得の方」にあてはめて計算してください。
---	--	---

1 令和5年分所得税の確定申告書控

収入金額	2,859,000
必要経費	
所得金額	2,859,000

1に該当した方
4に該当した方

前年中の年間所得金額
(令和5年分の所得税の確定申告書控の所得金額)
年間総収入金額－必要経費＝所得金額
事業所得等の年間所得金額
2,859,000円

2に該当した方

算出方法
開業した翌月から12ヶ月間の
総所得金額
事業所得等の年間所得金額
1,435,720円

3に該当した方

算出方法
開業した翌月から申込月の前月までの帳簿等を確認してください。
総収入金額(総売上高)－必要経費 × 12
事業を始めた翌月から申込月の前月までの月数
＝1年間の推定所得金額
算出例) 開業年月日が令和6年3月1日の場合
(R6.4月～R6.9月の合計額) → 777,145 × 12 = 1,554,288
(R6.4月～R6.9月の6ヶ月) → 6
事業所得等の年間所得金額
1,554,288円

2

開業年月日	令和5年9月1日			
売上月	売上	必要経費	所得	
令和5年10月	230,500	- 92,200	= 138,300	
11月	225,300	- 123,915	= 101,385	
12月	189,800	- 75,920	= 113,880	
令和6年1月	200,300	- 110,165	= 90,135	
2月	198,000	- 79,200	= 118,800	
3月	213,500	- 117,425	= 96,075	
4月	223,000	- 89,200	= 133,800	
5月	230,500	- 103,725	= 126,775	
6月	223,000	- 100,350	= 122,650	
7月	200,300	- 80,120	= 120,180	
8月	225,300	- 101,385	= 123,915	
9月	230,500	- 80,675	= 149,825	
計			1,435,720	

事業所得等の年間所得金額

円 次のページへ

控除額の計算

用語の意味は39ページ参照

控除の対象	控除額の計算方法
同居親族及び同居しない扶養親族	38万円×人数＝①円 <small>(※同居親族数は、県営住宅へ入居しようとする家族(婚約者及び内縁関係にある者を含む。)のうち申込み本人以外の人数です。収入のある方も含まれます。)</small>
基礎控除振替	10万円×人数＝②円 <small>ただし、その所得が10万円未満のときは、その所得額のみ控除</small>
老人扶養親族 老人控除対象配偶者	10万円×人数＝③円
特定扶養親族	25万円×人数＝④円
障害者	27万円×人数＝⑤円
特別障害者	40万円×人数＝⑥円
寡婦	27万円 ただし、その所得が27万円未満のときは、その所得額のみ控除 ⑦円
ひとり親	35万円 ただし、その所得が35万円未満のときは、その所得額のみ控除
控除額合計	①+②+③+④+⑤+⑥+⑦＝⑧円

控除額合計

円

入居収入基準
10ページ参照

$$\left(\text{年間所得金額} \text{円} - \text{控除額合計} \text{円} \right) \div 12 = \text{月収額} \text{円}$$

- ※1 1人で給与収入、年金収入、その他の収入など複数ある方は、それぞれのページで所得金額を算出し、合算したものを年間所得金額として、上記の式で月収額を算出してください。
- ※2 入居しようとする家族に収入のある方が2人以上いる場合は、それぞれの年間所得金額を合算する必要があります。